

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和元年5月14日(火曜日) 号外第2号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
○条例		神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(環境農政・大気水質課)	2
地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	2	○規則	
神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例の一部を改正する条例(政策・政策法務課)	2	神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(総務・人事課)	2
大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例(環境農政・大気水質課)	2	地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(政策・NPO協働推進課)	2
		神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則(総務・人事課)	3

## 本号で公布された条例のあらまし

- 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例
  - 地方税法の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第3条、第5条関係)
  - この条例は、令和元年6月1日から施行することとした。
- 神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例の一部を改正する条例
  - 工業標準化法の一部改正に伴い、用語の整理を行うこととした。(別表関係)
  - この条例は、令和元年7月1日から施行することとした。
- 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例
  - 工業標準化法の一部改正に伴い、用語の整理を行うこととした。(別表第1関係)
  - この条例は、令和元年7月1日から施行することとした。
- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例
  - 工業標準化法の一部改正に伴い、用語の整理を行うこととした。(別表第4関係)
  - この条例は、令和元年7月1日から施行することとした。

購読料  
一箇月二、九三〇円 一箇年三、五、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部三五四円(消費税及び地方消費税込み)

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一五―二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

この公報は再生紙を使用しています

**条 例**

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年5月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第1号

**地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例**

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第5条中「第37条の2第3項」を「第37条の2第12項」に改める。

**附 則**

この条例は、令和元年6月1日から施行する。

神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年5月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第2号

**神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例の一部を改正する条例**

神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例（平成28年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

**附 則**

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年5月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第3号

**大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例**

大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和46年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改

める。

**附 則**

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年5月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第4号

**神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例**

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

**附 則**

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

**規 則**

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年5月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第3号

**神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則**

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例（平成30年神奈川県条例第99号）附則第1項ただし書に規定する規則で定める日は、令和元年5月20日とする。

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第4号

**地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例施行規則（平成24年神奈川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第3項並びに第1号様式中「第37条の2第3項」を「第37条の2第12項」に改める。

**附 則**

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

---

神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第5号

**神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則**

神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項の表神奈川県高津県税事務所の項及び第48条第4項の表川崎支所の項中「川崎市高津区坂戸3丁目2番1号」を「川崎市高津区溝口1丁目6番12号」に改める。

**附 則**

この規則は、令和元年5月20日から施行する。